

戦後米国の単一銀行=支店銀行構造-その変化の実態と評価-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学商学研究所 公開日: 2012-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高木, 仁 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/12816

戦後米国の単一銀行＝支店銀行構造

—その変化の実態と評価—

高 木 仁

I. 問題の提起

- (1) 単一銀行＝支店銀行構造の課題
- (2) 接近方法と取上げた問題点

II. 構造変化の実態

- (1) 支店銀行数と支店数の変化

- (2) 支店銀行制度と預金集中

III. 暫定的な結論

- (1) 支店制度の差異と市場構造
- (2) 合併と支店銀行の成長
- (3) 銀行持株会社と預金支配

I. 問題の提起

今世紀のはじめ米国の全商業銀行数のうち、僅か1%にすら満たなかった支店銀行数は、1973年には約34%へ達し、しかも店舗数では支店銀行店舗が全体の約77%を占めるにいたった。また米国の約14,000行のなかから、預金高上位20行をとりだしてみると、単一銀行は8位と9位に2行ランクされるだけで、のこり18行はぜんぶ支店銀行である⁽¹⁾。このような支店銀行の発展は、米国の銀行市場構造へ大きな変化をもたらし、単一銀行＝支店銀行問題 (unit versus branch banking) として、多くの論議を招いてきた。

周知のとおり現在の米国諸州は、単一銀行制度 (unit banking)・限定支店銀行制度 (limited branch banking)・州域支店銀行制度 (statewide branch banking)のいずれか1つを、それぞれの州法によって選んでいる⁽²⁾。支店銀行制度の発展と、制度の区別による銀行市場構造の差異については、前2稿で第2次世界大戦へいたるまでの期間を扱った⁽³⁾。そこで本稿は引続き同じ主題を、戦後からほぼ現在にわたって分析したい。

(1) 単一銀行＝支店銀行構造の課題

単一銀行＝支店銀行問題がもつ意味を理解するため、これまでに発表された報告と研究を、きわめて短くサーベイしよう。まず金融制度ないし銀行行政の面から、CMC報告とハント報告をとりあげる。通貨信用委員会(Commission on Money and Credit)が1961年に発表したCMC報告は、そのなかで単一銀行＝支店銀行問題へふれている⁽⁴⁾。報告書はこの問題について、戦後における支店銀行制度の発達を述べたのち、一般に支店の設置申請が単一銀行の設立申請よりも、冷淡に取扱われる傾向のあることを指摘している。そのため競争が制限される可能性があるので、これを除去することによって、資金の借手と預金者および銀行株主の間で、利益が競争的に配分されるよう、つぎのように勧告した。すなわち国法銀行はどの州においても、国法銀行法に基づいて州境へこだわらない取引地域(trading area)内へ、支店の設置を許されるべきであり⁽⁵⁾、州法銀行についても同様に扱うべきである。ただし支店設置の認可にあたっては、地方市場での不当な集中を避けなければならないが、新支店へは競争の機会をできるだけ与え、また支店設置の申請は、単一銀行設立のそれと同等に処理すべきである。

1973年ニクソン大統領は、金融制度改革にかんする勧告(Recommendations for Change in the U. S. Financial System)、いわゆるニクソン勧告を行なったが、その基礎になったといわれる金融構造および規制委員会(Commission on Financial Structure and Regulation)の報告——一般にハント報告(Hunt Report)と呼ばれる——も、やはり支店問題を扱っている⁽⁶⁾。同報告は規制当局の態度について、第1に既存銀行の保護に熱心なあまり、新規参加が実際には認められず、第2にその権限行使にあたって、革新的かつ創造的ではありえないと、厳しく批判したうえでつぎの勧告を行なった。すなわち商業銀行の新設または合併による支店設置は、州法によって州全域に許されるべきである。地域割りや人口数や他行との競争を理由に、本支店設置の規制はなされるべきでない⁽⁷⁾。

ようするにCMC報告は、州際支店銀行制度(interstate branch banking)と

州域支店銀行制度を支持し⁽⁶⁾、ハント報告は州域支店銀行制度を主張している。戦後の米国銀行市場では、合併と銀行持株会社による競争制限が、関係者の強い関心を集めているため、これら両報告は支店制度にかんして、競争促進の立場から発想しているようにみえる⁽⁹⁾。

この同じ問題にたいして、銀行集中と規模の経済など、銀行市場研究の立場からも、多くの接近が行なわれてきた。その代表的な分析は、1954年に公表されたアルハーデフ (D. A. Alhadef) の業績で、いまや戦後の銀行市場研究の古典と呼んで差支えないだろう⁽¹⁰⁾。彼は銀行集中を産業組織論的な視点からとらえ、支店銀行と集中および競争の関係、資金の借手の規模と銀行市場の規模の対応など、斬新な着眼点で研究をすすめた⁽¹¹⁾。現在ではこの種の問題意識が、銀行構造と銀行成果の関連を分析する、1つの大きな研究系譜となっている⁽¹²⁾。アルハーデフは同時に規模の経済の側面から、単一銀行＝支店銀行問題へ光をあてた。彼の問題提起はこの分野でも、銀行業における規模の経済の研究という、大きな流れを現在へいたるまで作っている⁽¹³⁾。

(2) 接近方法と取上げた問題点

米国の銀行市場を研究するには、多くの重要な分野があるが⁽¹⁴⁾、本稿は単一銀行＝支店銀行問題へ主な関心をそそぐ。研究方法はこれまでの記述から理解されるように、法律と行政、市場構造と市場成果、規模の経済などの枠組がある。しかし本稿は銀行市場構造の分析を、入手した統計資料に基づいて行なうことが中心である。市場構造の分析を行なうのは、連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board＝以下でFRBという) のエコノミストたちが指摘したように、それが銀行市場研究へ必要な基礎知識を提供するからである⁽¹⁵⁾。本稿は利用可能な統計資料の処理へ重点をおき、すでに発表された他の研究者たちによる成果へは、きわめて僅かしかふれない。その理由は第一に、単一銀行＝支店銀行の枠組による分析は、これまで数が限られているので、事実そのものの紹介を目的としたいからである。第2の理由は、この問題にかんするサーベイを、これとは別に近く行なう予定だからである。

今回の分析における接近方法は以上のとおりだが、資料は主として連邦預金保険会社 (Federal Deposit Insurance Corporation=以下で FDIC という) のものによっている⁶⁶。ところが作業をすすめるうえで、大きな障害が存在する。というのは入手した資料はかなり詳細であるにもかかわらず、本稿の分析目標にとっていくつかの制約があるからである。州ごとに分けられた統計には、単一銀行と支店銀行の区別が乏しい。また単一銀行と支店銀行とを分類した統計は、州ごとの計数がのっていない。さらに州ごとの統計は、預金ないし資産による銀行規模で区分されたものが少ない。

これまでの研究の地理的範囲は、小さいほうは標準都市統計地域 (Standard Metropolitan Statistical Area=以下で SMSA という)⁶⁷からはじまり、州全域ないし複数の州全域のものもあったが、大きくて2つないし3つ連邦準備区の範囲であった。合衆国の地理的な広がりや約14,000にも及ぶ銀行数を考慮すれば、このように地域を限定してこそ、精緻な分析を行なうことが可能であった。これにたいして本稿は米国の50州とD.C.を、単一銀行制度州・限定支店銀行制度州・州域支店銀行制度州と、3つの州グループに分け、それら州グループごとに固有な銀行市場の特徴を把握しようとする。

利用可能な統計資料に厳しい制約があるにもかかわらず、うえで述べたように州グループごとの枠組で問題へ接近しようとする、つぎのようなキメの粗い取扱方法をとることになる。すなわち3つに分類された州グループごとの構造の傾向を比べるとか、たとえばニューヨーク州を取上げるときは、その構造が限定支店銀行制度州に特有なものと、一応は仮定するとかいう類いである。限定支店銀行制度州と州域支店銀行制度州には単一銀行も存在するから、うえのような処理はもちろん適切でない。しかし第3表で州ごとの全銀行店舗数に占める支店銀行店舗数シェアをみると、州域支店銀行制度20州のうち18州が90%をこえている。限定支店銀行制度16州における同じ計数は、90%台が8州、80%台が3州、70%台が4州である。店舗数の比較だけからではあるが、支店銀行制度州における単一銀行のウェイトがこのように低いことは、以上の取扱方法が分析の致命的な欠陥でないことを示唆する。この考え方は第6表でみる

ように、少数の大規模銀行が多数の支店を保有する事実からも支持されるだろう⁹⁹。

つぎに預金または資産で計った銀行規模別の統計が、きわめて僅かしかないことは大きな問題である。このような資料を欠くと、少数の大規模銀行と多数の小規模銀行からなる、米国に特有な銀行ミックスの一面が、まったく無視される欠点が生じるからである。しかし利用できる資料に制約があるのはとうぜんだから、以上のような限界のあることをあらかじめ断わって、本稿の目的とする資料処理を行ないたい。

米国では戦後も支店銀行は発展しつづけているが、そのような状況における、いくつかの問題点を、分析作業のまえに考えてみよう。まず第1の問題点は、単一銀行が1店舗しかもてないのに、支店銀行はとうぜん複数店舗、それも場合によっては、きわめて大きい店舗網をもつことから生じる。川口弘が主張するように、「銀行の預金吸収における受動性」の考えにたっても¹⁰⁰、あるいは単純な常識にしたがっても、銀行はその支店数が多ければ多いほど、より大きい預金高を獲得しうるだろう。店舗保有形態の違いが、預金獲得能力の差異へ結びつくとすれば、それは銀行集中の問題へ反映されるだろう。すなわち一般的にいって、単一銀行制度州ではより競争的な市場構造が、支店銀行制度州ではより集中的な市場構造が、それぞれ形成されていると予測できる。

第2に銀行合併は戦後の約30年間で、3,600件をこえるほど数多く行なわれた。預金高でみて世界第2位と第3位を占める、First National City BankもChase Manhattan Bankも¹⁰¹、それぞれ合併で大規模化したのだし、わが国のいわゆる大型銀行合併も巨大銀行を生みだした。これら大規模銀行はいずれも支店銀行だから、米国の支店銀行の成長は、合併をつうじて実現されたという疑問が起こる。

第3は複数銀行持株会社(multibank holding company)が、1960年代にかなりその数を増した事実にかんする問題点である。単一銀行のメリットを享受するとともに、その制約をのりこえて、支店銀行の働きもする複数銀行持株会社は、集団銀行制度(group banking)ともいわれ、戦前から存在していた。この

組織は支店銀行の機能をはたせるから、州域支店銀行制度州よりは限定支店銀行制度州において、また限定支店銀行制度州よりは単一銀行制度州において、それぞれさらに多く結成されている可能性がある。

うえであげた3つの問題点は、いずれも自明の理にしかすぎないようにみえる。しかし事実によって裏付けされなければ、自明の理であること自体が成立しえないだろう。そこでこれらの問題点を検討するため、以下で資料の分析をすすめよう。

- (1) 1974年12月31日現在の預金高でみると、上位20行のうち単一銀行は、イリノイ州の2大銀行である、First National Bank (of Chicago) と Continental Illinois National Bank & Trust Co. だけである。なおここで預金高は、他行を50%以上にわたって所有しているとき、それら傘下銀行の預金高を合計した、連結預金高が用いられている (American Banker, Jul. 31, 1975)。
- (2) 正確にいうと成文法による規定がなく、支店設置にたいする態度を、慣習法によって定めている州がある。ただしフィッシャーによれば、それはワイオミング州だけであり、ジェイコブス=ファールウェル=ニープによれば、ニューハンプシャー州とオクラホマ州とワイオミング州である (Gerald C. Fischer; *American Banking Structure*, 1968, p. 69. Donald P. Jacobs, Loring C. Farwell & Edwin H. Neave; *Financial Institutions*, 5th ed., 1972, p. 114.)。
- (3) 拙稿; 「支店銀行制度の歴史的展開——1945年までの米国の経験——」, 明大商学論叢, 第57巻, 第3号, 1975年1月。「銀行市場構造への分析的接近——1920年から1945年までの米国のケース——」, 明大商学論叢, 第57巻, 第4号, 1975年2月。以下でうえの後者の論文を引用するが、前掲拙稿と記す場合は、この後者のみを指すものとする。
- (4) Commission on Money and Credit; *Money and Credit: Their Influence on Jobs, Prices, and Growth*, 1961 (日本銀行調査局訳; 『通貨と信用』, 1962年), 訳書, 236—9頁。
- (5) ここで取引地域とは、取引の自然な流れを包含する地理的區域のことであり、州内はもちろん州境をこえる場合もある。なお支店設置の認可は、国法銀行については州法が支店設置を認める州にかぎって通貨監督官が、州法銀行については州銀行当局が、それぞれ権限をもっている。
- (6) *The Report of the President's Commission on Financial Structure and Regulation*, 1971 (三和銀行調査部訳; 「ハント委員会報告(下)」, 三和調査資料, No.310, 1972年11月), 訳書, 1—5頁。

- (7) 支店設置にかんするハント報告の勧告は、ニクソン報告には引継がれていない。
- (8) CMC 報告が勧告している州際支店銀行制度は、かなり限定的なものを意味しているようだ。取引地域に関連した支店網を考えているから、複数の州を含む地域といっても、それらの州全体というほど広いものとは考えられない。
- (9) ホービッツはこれら両報告へふれ、本稿とほぼ同じ部分を引用している (Paul M. Horvitz; *Monetary Policy and the Financial System*, 3rd ed., 1974, pp. 117—8.)。
- (10) David A. Alhadeff; *Monopoly and Competition in Banking*, 1954.
- (11) 前掲拙稿; 98—100, 103—6 頁。
- (12) 多くの成果が発表されてきたが、代表的なものの 1 つとして、つぎの研究をあげておこう。

Donald P. Jacobs; *Business Loan Costs and Bank Market Structure*, NBER Occasional Paper, 115, 1971.

- (13) この主題についても多くの報告が行なわれてきたが、最近の代表的なもの 1 つとして、つぎの論文をあげておこう。

George J. Benston; "Economies of Scale of Financial Institutions," *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol. IV, No. 2, May 1972.

- (14) 合併・銀行持株会社・連邦準備制度・2重銀行制度などを、主な研究分野としてあげることができる。これらの領域を広く扱った邦語文献は、つぎのものが内容も優れ、かつアップ・ツー・デートである。

高垣寅次郎監修; 『世界各国の金融制度』, 第10巻, アメリカの金融制度(1), 1975年, 3—240頁。

- (15) FRB; "Research into Banking Structure and Competition," *Federal Reserve Bulletin*, Nov. 1964, p. 1386.
- (16) FDIC の資料を多く利用するので、煩雑さを避けるため引用ページ数は示さない。

なお以下で Report と記す資料は、FDIC の Annual Report を示し、Summary と記す資料は、同じく FDIC の National Summary of Accounts and Deposits in All Commercial Banks を示す。Report からとった数字と Summary からとった数字は、統計の対象となった範囲や基準時の差異があるので、必ずしも一致しない。

- (17) 米国の商務省統計局が、所得・雇用・物価などの全国的調査を行なうため、都市地域のサンプルとして選んだ区域である。複数の郡 (county) からなり、ときには州境をこえて、複数の州にまたがっている。
- (18) ただし厳密に考えれば、州域支店銀行制度州と限定支店銀行制度州の範囲に、大規模単一銀行がないとはいきれない。

(19) 一般企業はその経営政策によって、原材料の仕入れ量を調節できるが、銀行の場合は一般企業の仕入れにあたる預金受入れを、自由に調整することができない。銀行は通常の状態では店舗を営業しているかぎり、預金のある流量が日々流れこんでくる。もちろん積極的な顧客政策で、受動的な営業状態のときに比べ、より多くの預金を吸収することも可能である。しかしその活動には限界があり、さらに業容拡大をはかろうとすれば、銀行は店舗網の拡張をはじめとする、経営規模そのものの拡大にたよらざるをえない。

以上の捉え方の基礎となっているのが、「銀行の預金吸収における受動性」の概念である。その背後には、銀行のアウトプットは与信であり、受信はそのためのいわば仕入れであるとの考えがある。川口は経営規模の指標として、自己資本・店舗網・行員数などいくつか挙げているが、やはり店舗数が大きな要因であろう（川口弘；『金融論』、1966年、75—6頁.）。

(20) 注(1)と同じ資料による。

II. 構造変化の実態

第2次世界大戦後の約30年間に、連邦レベルで銀行数・支店数・店舗数などの変化が、どのように推移したかは、第1表・第2表へまとめたとおりである⁽¹⁾。銀行数はこの間に5%の微増を示したが、期間別にみた特徴を説明しよう。おおまかにいって1940年代後半は、新規参入数が合併数を上回って銀行数の変化はプラス、50年代は合併が多かったため変化はマイナスであった。60年代も引続き合併は起こったが、この期間をつうじてその動きに大きな変動はなく、前半は新規参入が多かったので変化はプラス、後半は新規参入が減少して変化はマイナスだった。70年代の前半に入ると、新規参入がまた増大して変化はプラスだった⁽²⁾。

(1) 支店銀行数と支店数の変化

単一銀行数と支店銀行数の変化をみると、1945年に8：92だった両者の比率が、1973年には34：66へ大きく変わった点が目立つ。単一銀行数はこの間に全体として1/4減少したが、国法銀行での減少が大きく、州法加盟銀行での減少はとくに大きい。これにたいして州法非加盟の単一銀行数は、ほとんど変化し

第 1 表

	銀行数・支店数・店舗数					
	全商業銀行数	単一銀行数(%)	支店銀行数(%)	支店数	全店舗数	支店銀行店舗数(%)
1945年	13,302	12,210(91.8)	1,092(8.2)	3,896	17,198	4,988(29.0)
1946年	13,359	12,301(92.1)	1,058(7.9)	3,928	17,287	4,986(28.8)
1947年	13,403	12,320(91.9)	1,083(8.1)	4,096	17,499	5,179(29.6)
1948年	13,419	12,287(91.6)	1,132(8.4)	4,283	17,702	5,415(30.6)
1949年	13,436	12,238(91.1)	1,198(8.9)	4,530	17,966	5,728(31.9)
1950年	13,446	12,179(90.6)	1,267(9.4)	4,832	18,278	6,099(33.4)
1951年	13,455	12,116(90.0)	1,339(10.0)	5,157	18,612	6,496(34.9)
1952年	13,439	12,026(89.5)	1,413(10.5)	5,486	18,925	6,899(36.5)
1953年	13,432	11,898(88.6)	1,534(11.4)	5,855	19,287	7,389(38.3)
1954年	13,323	11,692(87.8)	1,631(12.2)	6,346	19,669	7,977(40.6)
1955年	13,237	11,509(86.9)	1,728(13.1)	6,965	20,202	8,693(43.0)
1956年	13,218	11,356(85.9)	1,862(14.1)	7,641	20,859	9,503(45.6)
1957年	13,165	11,196(85.0)	1,969(15.0)	8,269	21,434	10,238(47.8)
1958年	13,124	11,037(84.1)	2,087(15.9)	8,957	22,081	11,044(50.0)
1959年	13,114	10,886(83.0)	2,228(17.0)	9,735	22,849	11,963(52.4)
1960年	13,126	10,740(81.8)	2,386(18.2)	10,559	23,685	12,945(54.7)
1961年	13,115	10,576(80.6)	2,539(19.4)	11,440	24,555	13,979(56.9)
1962年	13,124	10,455(79.7)	2,669(20.3)	12,425	25,549	15,094(59.1)
1963年	13,291	10,448(78.6)	2,843(21.4)	13,585	26,876	16,428(61.1)
1964年	13,493	10,473(77.6)	3,020(22.4)	14,703	28,196	17,723(62.9)
1965年	13,547	10,355(76.4)	3,192(23.6)	15,846	29,393	19,038(64.8)
1966年	13,541	10,172(75.1)	3,369(24.9)	17,003	30,544	20,372(66.7)
1967年	13,517	9,982(73.8)	3,535(26.2)	18,053	31,570	21,588(68.4)
1968年	13,488	9,774(72.5)	3,714(27.5)	19,155	32,643	22,869(70.1)
1969年	13,473	9,627(71.5)	3,846(28.5)	20,348	33,821	24,194(71.5)
1970年	13,511	9,518(70.4)	3,993(29.6)	21,810	35,321	25,803(73.1)
1971年	13,612	9,416(69.2)	4,196(30.8)	23,306	36,918	27,502(74.5)
1972年	13,733	9,297(67.7)	4,436(32.3)	24,798	38,531	29,234(75.9)
1973年	13,976	9,202(65.8)	4,774(34.2)	26,643	40,619	31,417(77.3)

注 (1): 50州, D. C., プエルト・リコおよびバージン諸島をふくむ計数。

注 (2): 単一銀行数と支店銀行数のあとのパーセンテージは、全商業銀行数にたいするもの。支店銀行店舗数のそれは、全店舗数にたいするもの。

注 (3): 計数はいずれも各暦年末のもの。

出所: Reports, 1945~1973から作成。

第 2 表

銀行数・支店数・店舗数の変化 (1945年～1973年)					
	全商業銀行	国法銀行	州法銀行		
			全州法銀行	加盟銀行	非加盟銀行
全商業銀行					
1945年	13,302	5,017	8,285	1,864	6,421
1973年	13,976	4,661	9,315	1,076	8,239
(伸び率)	(1.05)	(0.93)	(1.12)	(0.58)	(1.28)
単一銀行					
1945年	12,210	4,706	7,504	1,663	5,841
1973年	9,202	2,782	6,420	596	5,824
(伸び率)	(0.75)	(0.59)	(0.86)	(0.36)	(1.0)
支店銀行					
1945年	1,092	311	781	201	580
1973年	4,774	1,879	2,895	480	2,415
(伸び率)	(4.37)	(6.04)	(3.71)	(2.39)	(4.16)
支店					
1945年	3,896	1,814	2,082	1,099	983
1973年	26,643	14,966	11,677	4,053	7,624
(伸び率)	(6.84)	(8.25)	(5.61)	(3.69)	(7.76)
全店舗					
1945年	17,198	6,831	10,367	2,963	7,404
1973年	40,619	19,627	20,992	5,129	15,863
(伸び率)	(2.36)	(2.87)	(2.02)	(1.73)	(2.14)
支店銀行店舗					
1945年	4,988	2,125	2,863	1,300	1,563
1973年	31,417	16,845	14,572	4,533	10,039
(伸び率)	(6.30)	(7.93)	(5.09)	(3.49)	(6.42)

注 (1): 50州, D.C., プエルト・リコおよびバージン諸島をふくむ計数。

注 (2): 計数はいずれも各暦年末のもの。

出所: Reports, 1945, 1973から作成。

なかった。いっぽう支店銀行数は1946年の唯一の例外をのぞき、毎年かならず増加し、しかも年代が下がるにしたがって増加数が確実に大きくなっている。こ

の期間の伸び率は約4.4倍にもたつすが、国法支店銀行数の伸びが著しく、規模が大きい支店銀行の増加を示唆している。州法支店銀行数も増えたが、州法非加盟支店銀行数の伸びが大きい。

支店数の変化はきわめてドラスティックで、この約30年間に約6.8倍となり、22,747支店も増加した⁽³⁾。全商業銀行店舗数に占める全支店銀行店舗数の割合は、1945年の29.0%から1973年の77.3%へ上昇した。1900年には名実ともに単一銀行国家(unit banking nation)だった米国は、いま全体としては支店銀行国家(branch banking nation)といえそうだが、合衆国である米国は少なくとも名目上そう規定することができない。支店数の伸びはやはり国法支店銀行が大きく、州法加盟支店銀行は小さい。1行あたりの平均支店数を算出することは、支店銀行間の格差を無視することになって意味は薄い、種類ごとの支店銀行のおおよその規模をみるために記すと、国法銀行が約8.0支店、州法加盟銀行が約7.2支店、州法非加盟銀行が約3.2支店である。

戦後のわが国では銀行の店舗設置が厳しく規制されているため、銀行合併の利益の1つとして、支店網のカバリッジの拡大が強調される。米国の場合はどうであろうか、直接それを示す資料がないので、支店数変動の原因から推測してみよう。1945年から1973年までの間に支店数は22,747純増したが⁽⁴⁾、その内容は被合併銀行が支店へ転換した数が3,178、新規開設などによる増加数が21,232⁽⁵⁾、閉鎖された支店数が1,663である。そのほか支店数全体の増減とは関係なく、合併によって経営主体が変わった支店数が2,001である。これらの数字をみると支店数の増大へ、合併はあまり寄与していないと理解される。

合衆国が全体として、支店銀行数と支店数を増加させ、また単一銀行を減少させてきた経過は、うえで述べたとおりである。しかし支店設置にかんしては、州ごとに異なる制度をとっているため、1973年における州レベルの実情を第3表へまとめた。この表の内容をさらに圧縮すると、全商業銀行数にたいする支店銀行数のシェアは、州域支店銀行制度の20州で63.0%（州ごとのシェアの中位数=68.8%）、限定支店銀行制度の16州で55.4%（中位数=60.5%）、単一銀行制度の15州で15.8%（中位数=13.1%）となる。全店舗数にたいする支店銀行店

第 3 表

州ごとの銀行数・支店数・店舗数 (1973年)						
州名	全商業 銀行数	単一銀行数(%)	支店銀行数(%)	支店数	全店舗数	支店銀行 店舗数(%)
〔州域支店銀行制度州〕						
Alas.	10	2(20.0)	8(80.0)	73	83	81(97.6)
Ariz.	15	5(33.3)	10(66.7)	405	420	415(98.8)
Calif.	174	48(27.6)	126(72.4)	3,385	3,559	3,511(98.7)
Conn.	67	19(28.4)	48(71.6)	518	585	566(96.8)
Del.	18	9(50.0)	9(50.0)	118	136	127(93.4)
D. C.	15	1(6.7)	14(93.3)	117	132	131(99.2)
Hawaii	8	1(12.5)	7(87.5)	147	155	154(99.4)
Ida.	24	10(41.7)	14(58.3)	179	203	193(95.1)
Maine	44	9(20.5)	35(79.5)	260	304	295(97.0)
Md.	112	36(32.1)	76(67.9)	643	755	719(95.2)
Nev.	8	1(12.5)	7(87.5)	96	104	103(99.0)
N. C.	89	25(28.1)	64(71.9)	1,435	1,524	1,499(98.4)
Oreg.	44	14(31.8)	30(68.2)	401	445	431(96.9)
R. I.	14	3(21.4)	11(78.6)	199	213	210(98.6)
S. C.	91	28(30.8)	63(69.2)	548	639	611(95.6)
S. Dak.	159	117(73.6)	42(26.4)	108	267	150(56.2)
Utah	53	33(62.3)	20(37.7)	171	224	191(85.3)
Vt.	38	12(31.6)	26(68.4)	109	147	135(91.8)
Va.	271	88(32.5)	183(67.5)	1,045	1,316	1,228(93.3)
Wash.	85	35(41.2)	50(58.8)	640	725	690(95.2)
〔限定支店銀行制度州〕						
Ala.	287	177(61.7)	110(38.3)	369	656	479(73.0)
Ga.	432	253(58.6)	179(41.4)	558	990	737(74.4)
Ind.	407	190(46.7)	217(53.3)	777	1,184	994(84.0)
Ky.	341	185(54.3)	156(45.7)	424	765	580(75.8)
La.	244	100(41.0)	144(59.0)	490	734	634(86.4)
Mass.	148	25(16.9)	123(83.1)	849	997	972(97.5)
Mich.	338	106(31.4)	232(68.6)	1,398	1,736	1,630(93.9)
Miss.	181	53(29.3)	128(70.7)	449	630	577(91.6)
N. H.	80	38(47.5)	42(52.5)	90	170	132(77.6)
N. J.	221	47(21.3)	174(78.7)	1,250	1,471	1,424(96.8)
N. M.	73	14(19.2)	59(80.8)	177	250	236(94.4)

N. Y.	276	83(30.1)	193(69.9)	2,870	3,146	3,063(97.4)
Ohio	496	184(37.1)	312(62.9)	1,525	2,021	1,837(90.9)
Penn.	415	158(38.1)	257(61.9)	2,059	2,474	2,316(93.6)
Tenn.	317	134(42.3)	183(57.7)	657	974	840(86.2)
Wisc.	616	428(69.5)	188(30.5)	310	926	498(53.8)
〔単一銀行制度州〕						
Ark.	254	145(57.1)	109(42.9)	227	481	336(69.9)
Colo.	255	217(85.1)	38(14.9)	42	297	80(26.9)
Fla.	642	580(90.3)	62(9.7)	67	709	129(18.2)
Ill.	1,165	994(85.3)	171(14.7)	175	1,340	346(25.8)
Iowa	661	422(63.8)	239(36.2)	369	1,030	608(59.0)
Kans.	611	531(86.9)	80(13.1)	89	700	169(24.1)
Minn.	737	716(97.2)	21(2.8)	24	761	45(5.9)
Mo.	681	497(73.0)	184(27.0)	203	884	387(43.8)
Mont.	149	136(91.3)	13(8.7)	12	161	25(15.5)
Nebr.	444	395(89.0)	49(11.0)	56	500	105(21.0)
N. Dak.	167	113(67.7)	54(32.3)	72	239	126(52.7)
Okla.	447	359(80.3)	88(19.7)	91	538	179(33.3)
Tex.	1,259	1,160(92.1)	99(7.9)	110	1,369	209(15.3)
W. Va.	210	195(92.9)	15(7.1)	15	225	30(13.3)
Wyo.	71	69(97.2)	2(2.8)	2	73	4(5.5)

注 (1): 50州と D. C. の計数。

注 (2): 単一銀行数と支店銀行数のあとのパーセンテージは、全商業銀行数にたいするもの。支店銀行店舗数のそれは、全店舗数にたいするもの。

注 (3): 計数は1973年末のもの。

出所: Report, 1973から作成。

舗数の割合を同じ順序で示すと、95.8% (中位数=96.9%), 88.6% (中位数=88.7%), 29.8% (中位数=24.1%) である。支店銀行数シェアと支店数シェアにかんするかぎり、異なった制度をとる3つの州グループごとに、うえのような特徴をはっきり示している。ただし州域支店銀行制度州と限定支店銀行制度州の間では、それらの性格は接近しているといえよう。

支店銀行数と支店数の変化を、1945年から1973年へかけて第4表へ要約した⁽⁶⁾。ここで注意をようするのは、単一銀行制度州で支店銀行数の伸び率が、6倍をこえるほど高いことである。これは単一銀行制度州でも、業務内容のきめられた限定店舗の設置を認めるが、州法上は支店として扱わないのにたいし

第 4 表

制度別の銀行数・支店数・店舗数の変化 (1945年~1973年)				
	合衆国 (=全商業銀行)	単一銀行制度州	限定支店銀行 制度州	州域支店銀行 制度州
全商業銀行				
1945年	13,301	5,609	5,903	1,789
1973年	13,964	7,753	4,872	1,339
(伸び率)	(1.05)	(1.38)	(0.83)	(0.75)
単一銀行				
1945年	12,210	5,410	5,290	1,510
1973年	9,200	6,529	2,175	496
(伸び率)	(0.75)	(1.21)	(0.41)	(0.33)
支店銀行				
1945年	1,091	199	613	279
1973年	4,764	1,224	2,697	843
(伸び率)	(4.37)	(6.15)	(4.40)	(3.02)
支店				
1945年	3,895	257	1,895	1,743
1973年	26,403	1,554	14,252	10,597
(伸び率)	(6.78)	(6.05)	(7.52)	(6.08)
全店舗				
1945年	17,196	5,866	7,798	3,532
1973年	40,367	9,307	19,124	11,936
(伸び率)	(2.35)	(1.59)	(2.45)	(3.38)
支店銀行店舗				
1945年	4,986	456	2,508	2,022
1973年	31,167	2,778	16,949	11,440
(伸び率)	(6.25)	(6.09)	(6.76)	(5.66)

注 (1): 50州と D.C. の計数。

注 (2): 計数はいずれも各暦年末のもの。

出所: Reports, 1945, 1973から作成。

て、統計では支店とみなされることから生じている。このような限定店舗がう
えの期間にふえたが、第3表の単一銀行制度諸州の計数から明らかのように、
ほとんどが本店のほか1店舗をもつだけと判断される。したがって単一銀行制

度州の支店銀行は、単一銀行とあまり変わらぬものと考えてよいだろう⁽⁷⁾。限定支店銀行制度州は支店銀行数と支店数の伸び率が高く、さらにそれらの数そのものが多いし、全店舗数もきわめて大きい。この制度をとる諸州は、合衆国全体の人口・生産・所得・消費などに、高い比重を占める州が多いからである。

単一銀行のもつ制約をのりこえる手段の1つとして、複数銀行持株会社を結成する方法があることは、広く知られている。複数銀行持株会社と傘下銀行(affiliated bank)の数的変動を、1960年から1972年へわたって第5表へまとめた。原資料は州別にわけられており、会社数と銀行数さらにその伸び率が、州ごとにバラツキをみせているが、紙数の関係で州グループごとに集計した⁽⁸⁾。1960年の数字でも1972年のそれでも、またこの期間の増加数についても、複数銀行持株会社数と傘下銀行数は、いずれも上から単一銀行制度州・限定支店銀行制度州・州域支店銀行制度州の順序で多い。持株会社と傘下銀行の規模が不明だから、うへの事実から強い主張はできないが、支店設置に制限のある諸州で、複数銀行持株会社による支店網の代替機能の遂行が、より広汎に行なわれているようだ。ただし個別の州ではなく、州グループごとでいえば、グループ内の全銀行数にくらべて、複数銀行持株会社の傘下銀行数は、予想されるほど

第 5 表

複数銀行持株会社数・傘下銀行数の変化						
	1960年		1972年		1960～72年の変化	
	複数銀行持株会社	傘下銀行	複数銀行持株会社	傘下銀行	複数銀行持株会社	傘下銀行
州域支店銀行制度州	18	40	58	181	+40	+141
限定支店銀行制度州	26	129	101	390	+75	+261
単一銀行制度州	28	249	113	703	+85	+454

注 (1)：複数の州へまたがって傘下銀行をもつ持株会社は、それぞれの州で計算され、さらに州グループごとに集計されている。したがって実際の持株会社数は、この表の数字より小さい。

注 (2)：1960年の基準日は年末だが、1972年のそれは6月30日。

出所：Summary, 1972から作成。

多くはない。

(2) 支店銀行制度と預金集中

これまでは支店銀行数と支店数を考察してきたが、以下では支店銀行のもつ大きな問題点として、その集中的な構造を分析しよう。第6表は全銀行を預金規模にしたがって、第1順位(百万ドル以下)、第2順位(百万ドル～2千万ドル)、第3順位(2千万ドル～1億ドル)、第4順位(1億ドル以上)と分け、それぞれのグループに属する銀行数と支店数をまとめてある。この表も州別の数字を、州グループごとに集計したので、全体の傾向と離れた構造をもつ諸州も、各州グループのなかにはないわけではないが、バラツキの程度は概して低く、預金規模別の銀行数と支店数の構造は、支店制度の差異によって明白な特色を示している。

すなわち州域支店銀行制度州と限定支店銀行制度州では、預金規模第2順位の銀行数がきわめて多いが支店数は少なく、少数の第4順位グループの銀行が、

第 6 表

預金規模別の銀行数・支店数					
1972年	合 計	1行あたり預金規模(単位:百万ドル)			
		～1	1～20	20～100	100～
州域支店銀行制度州					
銀行数(%)	1,310	17(1.3)	839(64.1)	312(23.8)	142(10.8)
支店数(%)	9,725	0(—)	675(6.9)	1,466(15.1)	7,584(78.0)
限定支店銀行制度州					
銀行数(%)	4,896	40(0.8)	3,314(67.7)	1,216(24.8)	326(6.7)
支店数(%)	12,817	3(—)	1,621(12.6)	3,829(29.9)	7,364(57.5)
単一銀行制度州					
銀行数(%)	7,606	161(2.1)	5,959(78.3)	1,313(17.3)	173(2.3)
支店数(%)	1,239	0(—)	593(47.9)	524(42.3)	122(9.8)

注 (1): パセンテージはそれぞれの州グループで、1行あたり預金規模で分類した銀行数と支店数のシェアを示す。

注 (2): 基準日は1972年6月30日。

出所: Summary, 1972から作成。

実に多数の支店をもっている。しかも第4順位グループへの支店数の集中は、2つの制度諸州の間ではっきりした相違があり、州域支店銀行制度州が非常に高い。もっとも限定支店銀行制度州でも、ニューヨーク州とペンシルベニア州は、支店数の第4順位グループへの集中が高度である。これにたいして単一銀行制度州では、他の制度諸州と同様に第2順位グループの銀行数が最大であるだけでなく、支店数もこのグループが1番おおく、第4順位グループへの銀行数と支店数の集中は低い。このように預金規模を基準として銀行数と支店数の構造をみると、預金額および支店数にかんする、支店銀行の集中的性格は明らかに認められる。

戦前の支店銀行構造の問題点の1つは、支店銀行店舗数シェアと、支店銀行資産ないし預金シェアとの乖離であった。すなわち相対的に少数の店舗しかもたない支店銀行へ、多額の銀行資産ないし預金が集中されたことである⁽⁹⁾。たとえば1941年に支店銀行は、店舗数シェアが25.2%だったけれど、預金シェアは57.0%にもたっていた。そこで戦後の全商業銀行の総預金に占める、単一銀行と支店銀行のそれぞれのシェアをみよう。第7表は1949年から1972年にわたる、両者の変化を示したものである。利用可能な資料の制約により、時系列の十分な統計量を示しえないが、第1表における全銀行店舗数に占める支店銀

第7表

(単位：百万ドル)

預金の相対規模			
	全商業銀行	単一銀行 (%)	支店銀行 (%)
1949年	137,538	65,705 (47.8)	71,833 (52.2)
1966年	344,101	97,674 (28.4)	246,427 (71.6)
1968年	400,879	108,187 (27.0)	292,692 (73.0)
1970年	448,250	117,212 (26.1)	331,038 (73.9)
1972年	558,346	133,487 (23.9)	424,859 (76.1)

注 (1)：資料の出所が1949年と1966年以降で異なるため、統計上のコンシステンシーを欠くが、時間的経過にともなう傾向は知りうる。

出所：1949年は *Statistical History of the United States from Colonial Times to the Present* から作成。

1966年以降は *Summaries*, 1966～1972から作成。

第 8 表

州ごとの預金集中度の変化 (%)			
州名	1955年	1972年	1955~1972年の変化
	第1位行 (上位5行) 集中度	第1位行 (上位5行) 集中度	第1位行 (上位5行) 集中度
〔州域支店銀行制度州〕			
Alas.	25.87 (71.81)	31.91 (87.94)	6.04 (16.13)
Ariz.	47.38 (95.61)	42.29 (95.03)	-5.09 (-0.58)
Calif.	44.18 (75.48)	37.05 (75.79)	-7.13 (0.31)
Conn.	17.37 (48.65)	19.67 (60.15)	2.30 (11.50)
Del.	43.55 (84.35)	32.91 (92.50)	-10.64 (8.15)
D. C.	29.61 (73.96)	31.62 (89.70)	2.01 (15.74)
Hawaii	48.68 (98.71)	35.74 (89.79)	-12.94 (-8.92)
Ida.	35.07 (83.71)	36.96 (87.50)	1.89 (3.79)
Maine	11.73 (36.82)	16.16 (63.54)	4.43 (26.72)
Md.	13.64 (49.02)	18.09 (60.77)	4.45 (11.75)
Nev.	76.84(100.00)	58.98 (97.37)	-17.86 (-2.63)
N. C.	16.64 (42.15)	22.01 (67.89)	5.37 (25.74)
Oreg.	44.97 (91.09)	41.61 (85.60)	-3.36 (-5.49)
R. I.	53.73 (96.02)	53.76 (92.69)	0.03 (-3.33)
S. C.	21.92 (45.74)	21.18 (56.94)	-0.74 (11.20)
S. Dak.	23.74 (41.01)	23.69 (49.24)	-0.05 (8.23)
Utah	26.47 (70.60)	28.88 (71.41)	2.41 (0.81)
Vt.	8.16 (29.66)	16.35 (52.52)	8.19 (22.86)
Va.	7.57 (27.99)	13.87 (50.59)	6.30 (22.60)
Wash.	32.74 (72.07)	32.19 (76.04)	-0.55 (3.97)
〔限定支店銀行制度州〕			
Ala.	19.44 (43.85)	12.35 (39.44)	-7.09 (-4.41)
Ga.	21.06 (57.48)	15.44 (41.70)	-5.62(-15.78)
Ind.	9.81 (28.10)	8.39 (25.72)	-1.42 (-2.38)
Ky.	12.19 (34.74)	9.59 (30.68)	-2.60 (-4.06)
La.	15.73 (43.12)	8.97 (29.28)	-6.76(-13.84)
Mass.	32.47 (61.97)	22.75 (58.07)	-9.72 (-3.90)
Mich.	24.08 (53.29)	17.77 (44.05)	-6.31 (-9.24)
Miss.	10.33 (25.23)	13.97 (34.12)	3.64 (8.89)
N. H.	9.48 (29.28)	15.04 (43.22)	5.56 (13.94)
N. J.	7.62 (22.45)	6.50 (25.47)	-1.12 (3.02)

N. M.	17.13 (55.95)	22.64 (62.28)	5.51 (6.33)
N. Y.	17.63 (54.45)	15.54 (55.19)	-2.09 (0.74)
Ohio	13.78 (35.81)	9.73 (32.77)	-4.05 (-3.04)
Penn.	13.41 (36.94)	10.54 (33.80)	-2.87 (-3.14)
Tenn.	11.94 (43.80)	10.02 (38.97)	-1.92 (-4.83)
Wisc.	20.64 (34.06)	15.72 (32.48)	-4.92 (-1.58)
〔単一銀行制度州〕			
Ark.	7.35 (24.72)	8.12 (21.29)	0.77 (-3.43)
Colo.	12.73 (42.60)	14.29 (47.37)	1.56 (4.77)
Fla.	8.31 (27.94)	6.97 (27.09)	-1.34 (-0.85)
Ill.	17.48 (45.33)	14.78 (37.90)	-2.70 (-7.43)
Iowa	6.53 (19.61)	6.32 (19.23)	-0.21 (-0.38)
Kans.	8.95 (20.61)	4.85 (14.58)	-4.10 (-6.03)
Minn.	28.06 (60.62)	27.46 (57.44)	-0.60 (-3.18)
Mo.	11.60 (40.86)	9.23 (32.75)	-2.37 (-8.11)
Mont.	30.62 (58.46)	26.67 (57.10)	-3.95 (-1.36)
Nebr.	16.02 (40.99)	9.60 (32.91)	-6.42 (-8.08)
N. Dak.	19.16 (53.90)	16.98 (50.45)	-2.18 (-3.45)
Okla.	12.72 (44.96)	7.81 (30.87)	-4.91(-14.09)
Tex.	7.74 (25.71)	5.47 (20.76)	-2.27 (-4.95)
W. Va.	7.22 (26.69)	5.10 (17.79)	-2.12 (-8.90)
Wyo.	17.41 (45.70)	14.55 (42.38)	-2.86 (-3.32)

注 (1): パセンテージは預金高第1位行または上位5行が、それぞれの州で占める預金高のシェア。

注 (2): 預金高第1位行または上位5行に、銀行持株会社の傘下銀行がランクされた場合、その銀行持株会社が同じ州で支配する銀行の預金高は、合計してシェアに加えられている。

出所: Summaries, 1970, 1972から作成。

行店舗数の割合と、この第7表の支店銀行が保有する預金シェアとを比べると、興味ぶかい事実に出会う。

支店銀行の店舗数シェアと預金シェアの乖離は、戦後の年代が下がるにしたがって狭まり、最近ではほとんど解消してしまった。すなわち1972年に全商業銀行店舗数の75.9%をもつ支店銀行が、総預金の76.1%を保有している。両者の大きな乖離は、支店銀行自身にとって高い効率性を意味するが、市場全体からみれば支店銀行の寡占的性格を表わしている。ではうえで述べた戦後の経緯は、支店銀行の効率性の低下と、寡占的性格の緩和と理解してよいだろうか。解答は前者にかんして部分的に「イエス」であり、後者については「ノー」で

ある。

戦後の支店銀行の発展は、1銀行店舗あたりの人口を、合衆国全体の人口の増加にもかかわらず、きわめて大幅に低下させた⁹⁰。すでに記したような支店数の激増、したがって1店舗あたり人口の低落は、銀行の店舗配置政策が、厳しい競争のもとに置かれたことを示唆する。立地上で有利な支店のみによる店舗網の形成は、おそらく不可能にちがいない、そのため効率性の低下も招いたのであろう。しかし預金吸収面のみで効率性は判断できないから、全面的な結論は差控えておこう。もう1つの問題である支店銀行の寡占的性格は、戦後に緩められたとの結論を出し難い。第1に前述のとおり、支店銀行制度州では少数の大規模銀行が多数の支店をもち、第2につきでみるとおり、預金上位行への預金集中を調べると、支店銀行制度州での集中度が高いからである。

銀行市場構造の重要な指標として、州ごとに計測された預金集中度を検討しよう。第8表は1955年から1972年へわたる期間について、州ごとの預金第1位行と預金上位5行の集中度の変化を示している。これらの変化を理解するため、さらに整理したものが第9～11表である。第9表によって預金上位行への預金集中をみると、集中度は州域支店銀行制度州でもっとも高く、ついで限定支店銀行制度州と単一銀行制度州の順序で、集中度は低下している。後2者間の集中度の差異は、戦前の観察であまり明瞭でなかったが⁹¹、1972年の時点で

第9表

預金集中度の州数頻度分布（％は集中度）										
1972年	第1位行の集中度分布（上位5行の集中度分布）									
	～10%	～20%	～30%	～40%	～50%	～60%	～70%	～80%	～90%	～100%
州域支店銀行制度州		5	4	7	2 (1)	2 (3)	(4)	(3)	(5)	(4)
限定支店銀行制度州	5	9	2 (3)	(7)	(3)	(2)	(1)			
単一銀行制度州	9	4 (3)	2 (3)	(4)	(2)	(3)				

出所：Summaries, 1970, 1972から作成。

第 10 表

預金集中度の変動幅の州数頻度分布（％は集中度の変動幅）										
1955年 ↙ 1972年	第 1 位行の変動幅の州数分布（上位 5 行の変動幅の州数分布）									
	~-15% %	~-10% %	~-5% %	~0% %	~5% %	~10% %	~15% %	~20% %	~25% %	~30% %
州域支店銀行制度州	1	2	2 (2)	4 (3)	7 (4)	4 (2)	(3)	(2)	(2)	(2)
限定支店銀行制度州	(1)	(1)	5 (1)	8 (8)	1 (2)	2 (2)	(1)			
単一銀行制度州		(1)	1 (5)	12 (8)	2 1					

出所：Summaries, 1970, 1972から作成。

第 11 表

預金集中度（％）の中位数・（レンジ）			
	1955年	1972年	1955~72年の変化
州域支店銀行制度州			
第 1 位行	28.04(7.57~76.84)	31.77(13.87~58.98)	0.96(-17.86~ 8.19)
上位 5 行	71.94(27.99~100.00)	75.92(49.24~97.37)	8.19(- 8.92~26.72)
限定支店銀行制度州			
第 1 位行	14.76(7.62~32.47)	13.16(6.50~22.75)	-2.47(- 9.72~ 5.56)
上位 5 行	40.03(25.23~61.97)	36.55(25.47~62.28)	-3.09(-15.78~13.94)
単一銀行制度州			
第 1 位行	12.72(6.53~30.62)	9.23(4.85~27.46)	-2.27(- 6.42~ 1.56)
上位 5 行	40.99(19.61~60.62)	32.75(14.58~57.44)	-3.45(-14.09~ 4.77)

出所：Summaries, 1970, 1972から作成。

は明らかである。ただしこれら両者と州域支店銀行制度州との間で、集中度の州数頻度分布パターンはかなり差があり、州域支店銀行制度州での上位集中の高さが注目される。限定支店銀行制度州と単一銀行制度州の間で、集中度の差異が戦後はっきりしたのは、両者の集中度が僅かではあるが戦前とくらべ、逆方向へ動いたからである⁴⁾。

第10~11表にまとめられた、最近約20年間の集中度の変化をみよう。州域支

第 12 表

銀行数・預金高の銀行規模による分布 (%)

1973年	州グループ ごとの合計 (千ドル)	規模順位・1銀行あたり預金規模(百万ドル)									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
		}	1 }	2 }	5 }	10 }	25 }	50 }	100 }	500 }	1000 }
〔州域支店銀行制度州〕											
銀行数	1,377	41	31	187	265	399	192	93	119	26	24
(同シェア)	(100.0)	(3.0)	(2.3)	(13.6)	(19.2)	(29.0)	(13.9)	(6.8)	(8.6)	(1.9)	(1.7)
標本サイズ (中位数)		11 (5.3)	9 (3.4)	18 (9.7)	18 (19.3)	20 (27.7)	19 (12.5)	17 (8.8)	20 (10.4)	15 (3.6)	10 (4.3)
(レンジ)		(2.1 }	(0.9 }	(5.1 }	(9.2 }	(4.5 }	(4.2 }	(1.3 }	(2.5 }	(1.1 }	(0.4 }
		31.8)	6.3)	34.0)	33.0)	39.6)	26.7)	30.0)	50.0)	16.7)	9.1)
預金高	154,774,760	9,518	49,666	649,726	1,926,911	6,366,673	6,632,915	6,616,529	25,513,271	18,876,542	88,133,009
(同シェア)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(1.3)	(4.1)	(4.3)	(4.3)	(16.5)	(12.2)	(56.9)
標本サイズ (中位数)		1 (0.1)	7 (0.1)	17 (0.5)	18 (1.7)	20 (5.2)	19 (4.4)	17 (5.2)	20 (31.9)	15 (24.7)	10 (54.6)
(レンジ)		—	(0.1 }	(0.1 }	(0.2 }	(0.2 }	(0.7 }	(1.6 }	(4.1 }	(3.7 }	(11.0 }
			0.4)	8.3)	13.6)	19.3)	19.0)	26.2)	60.2)	67.8)	85.8)
〔限定支店銀行制度州〕											
銀行数	4,938	45	85	558	1,025	1,728	739	364	302	51	41
(同シェア)	(100.0)	(0.9)	(1.7)	(11.3)	(20.8)	(35.0)	(15.0)	(7.4)	(6.1)	(1.0)	(0.8)

標本サイズ (中位数)		15	12	16	16	16	16	16	16	14	9
(レンジ)		(0.9)	(1.5)	(9.1)	(20.3)	(36.5)	(16.2)	(6.1)	(4.8)	(1.0)	(0.8)
		(0.2)	(0.3)	(2.6)	(9.5)	(22.7)	(8.9)	(3.1)	(1.3)	(0.2)	(0.2)
		4.9	3.8	20.7	28.9	48.6	25.2	16.3	18.4	3.6	5.3
預金高 (同シェア)	333,620,534 (100.0)	14,467	136,611	2,022,639	7,663,303	27,772,257	25,863,328	25,252,281	64,166,163	37,272,560	143,450,925
標本サイズ (中位数)		1	9	16	16	16	16	16	16	14	9
(レンジ)		(0.1)	(0.1)	(0.9)	(3.7)	(17.1)	(13.0)	(10.1)	(20.2)	(13.0)	(25.5)
		—	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(1.0)	(1.5)	(2.5)	(9.1)	(3.8)	(9.3)
			0.3	4.2	8.9	33.4	23.0	16.9	45.3	29.9	79.7
〔単一銀行制度州〕											
銀行数 (同シェア)	7,856 (100.0)	107	317	1,669	1,972	2,302	875	399	187	15	13
標本サイズ (中位数)		14	15	15	15	15	15	15	15	6	5
(レンジ)		(0.1)	(1.0)	(9.0)	(14.2)	(19.6)	(4.9)	(1.1)	(0.6)	(0.1)	(0.2)
		9.6	11.4	32.1	35.9	40.5	20.9	14.2	5.4	0.7	0.3
預金高 (同シェア)	193,531,646 (100.0)	53,170	502,249	5,895,897	14,405,587	36,235,391	30,115,447	26,880,960	35,190,706	10,203,552	34,048,687
標本サイズ (中位数)		4	15	15	15	15	15	15	15	6	5
(レンジ)		(0.1)	(0.1)	(0.9)	(3.2)	(10.0)	(12.1)	(5.1)	(8.7)	(3.9)	(5.1)
		0.2	1.5	9.1	20.0	40.5	24.8	27.2	27.9	21.9	41.2

出所: Report, 1973から作成。

店銀行制度州で預金第1位行の集中度は、ほぼ半数の州で上昇し、のこり半数の州で下降し、全体として大きな変化とはいえないだろう。しかし上位5行への集中度は3/4の州で上昇し、その幅も小さくはないから、上位2～5位行への預金集中が進んだと思われる。限定支店銀行制度州と単一銀行制度州での集中度の変化は、第1位行をとっても上位5行をとっても、変化方向はマイナスが主であり、その幅も2つの州グループの間に大きな相違はない。この約20年間の変化を結論すれば、州域支店銀行制度州で預金集中が全体としては進行し、限定支店銀行制度州と単一銀行制度州では、それぞれの州の銀行数の多さから考えて、上位行への預金集中が低いとはいえないが、変化は集中の緩和へいくぶん向かっている。

預金高で分類した銀行規模にしたがって、規模別の銀行数シェアと預金高シェアを比較すれば、うえてみた預金集中度の観察を、いっそう補うことができる。州ごとの全銀行数と総預金高を、預金規模百万ドル以下から10億ドル以上まで10の順位に分け、それぞれのシェアを求めたうえ、さらにそれらを3つの州グループごとの計数として第12表へまとめた。ただし資料の関係で、第6表のように支店数の規模別分布がえられない。これまでの分析からとうぜん予測できるように、銀行規模の小さいクラスでは、銀行数シェアが高く預金高シェアが低いという乖離が、銀行規模の大きいクラスでは、銀行数シェアが低く預金高シェアが高いという乖離が、それぞれ明瞭にみられる。

前者の乖離は銀行規模が大きくなるにしたがって、逆の乖離へ転換するわけであるが、その逆転は州域支店銀行制度州で銀行規模第8順位から、限定支店銀行制度州で第7順位から、単一銀行制度州で第6順位からそれぞれ生じる。逆転が起こる手前の順位まで、銀行数シェアと預金高シェアを累積し、3つの州グループの特徴をくらべてみよう。州域支店銀行制度州は第7順位までの銀行数累積シェア87.8%（預金高累積シェア14.3%）、限定支店銀行制度州は第6順位まで同84.7%（同19.0%）、単一銀行制度州は第5順位まで同81.0%（同29.4%）である。以上の事実から少なくとも州レベルでは、下から単一銀行制度州・限定支店銀行制度州・州域支店銀行制度州の順序で、集中的な性格がより高まっ

ゆくことがわかる。

- (1) すでに述べたとおり、本稿は主としてFDICの資料に依存するので、以下で用いる銀行種別などの説明をしておこう。全商業銀行は保険加入商業銀行の全体を意味するが、無視してよいほど少数の信託会社を含んでいる。国法銀行と州法加盟銀行は、法律によって保険加入銀行であるから、いずれもFDICのカテゴリーとFRBのそれは一致する。州法非加盟銀行は保険加入非加盟銀行で、うえていう信託会社が含まれるため、FDICの統計とFRBのそれは僅かな差異を生じる。きわめて少数の保険非加入銀行があるが、それらと保険加入相互貯蓄銀行は、本稿で取扱うことはない。

支店は本店以外の銀行店舗のすべてを指すので、業務の限定されたいわば簡易店舗、軍事施設はじめ政府諸施設内の店舗、ドライブ・イン店舗などもふくむ。通常の支店以外のうえのような店舗ないし出張所を、州法で支店とみなさない州がある。そこで単一銀行制度州においても、FDICの基準によれば支店銀行が存在することになる。FRBの支店基準は、FDICのそれとかなり近いが、統計上は相違があり、理由については知らない。

- (2) 銀行数にかんするこれら時間的な変化の理由は、通貨監督官と州銀行当局の態度、一般産業における合併運動の傾向、銀行持株会社法の影響など、いろいろな側面から説明されるべきだが、本稿ではそれらにふれない。
- (3) 第1表と第2表の計数は、いずれも各暦年末のものである。したがってここでいう増加数は、1945年末から1973年末へかけての計数で、1945年の年間の変化はふくまれていない。
- (4) 本文の以下でふれる支店数の変化の分類も、注(3)と同様に1945年の年間の変動数がふくまれていない。
- (5) 新規開設などの支店増加数は、1940年代の後半に毎年150前後だったが、50年代に入ると200台から600台へ年々ふえた。60年代には700台から1,100を越えるようになり、70年代になると毎年1,500前後へ急増した。
- (6) 1945年から1973年までの期間に、支店設置にかんする制度をかえた州がある。この表は1973年末の制度を基準としているので、1945年から1973年へかけての各種の伸び率は、やや正確さを欠いている。州ごとの制度の変更は、前掲拙稿の第4表と本稿の第3表を比較されたい。
- (7) 本節の注(1)の後半部分を参照されたい。ただし第4表から判断して、アーカンソー州とアイオワ州では、2支店以上もつ支店銀行が存在するようだ。
- (8) 州ごとの全銀行数に占める、複数銀行持株会社の傘下銀行数のウェイトが、とくに高い州をあげておこう。州域支店銀行制度州では、メイン州37%とバージニア州33%、限定支店銀行制度州では、ニューメキシコ州27%、単一銀行制度州では、フ

ロリダ州46%となっている。なおこのパーセンテージは、1972年6月30日現在のものである (Summary, 1972 から作成)。

(9) 前掲拙稿；85頁。

(10) 1955年から1972年へかけて、1銀行店舗あたりの人口がどのように変化したか、制度別に分けた州グループごとの中位数とレンジ (括弧内) をみよう。まえの数字が1955年のもので、あとの数字が1972年のものである (Summaries, 1970, 1972: から作成)。

州域支店銀行制度州：

8, 129 (3, 036~12, 070) →4, 969 (2, 601~6, 066)

限定支店銀行制度州：

8, 736 (5, 266~10, 951) →5, 341 (3, 977~6, 281)

単一銀行制度州：

5, 778 (3, 222~14, 320) →5, 065 (2, 622~11, 880)

(11) 前掲拙稿；91頁，95頁。

(12) このことは本稿の第9表と、前掲拙稿の第5表を比較すればわかる。ただし注(6)で指摘した問題が、この場合も難点として残る。

III. 暫定的な結論

すでに第I節で取上げた問題点にたいして、第II節ではそれらを検討するために基礎となるべき、いくつかの事実を観察してきた。そこでこの節では、結論ともいうべき判断を下したい。まず本節の見出しに、「暫定的な」という修飾が加えられている理由を説明しよう。第1に、本稿は個別の銀行を取上げないで、州または州グループに属する銀行群の平均的な姿をみてきた。「平均値に注意せよ」とは、統計学の初歩的な原則といわれる。米国の銀行市場のトータル・ピクチャを、平均ないし傾向というかたちで把握しようとする試みが、不可避的にもつと思われる欠点を考慮に入れるべきだろう。第2に、将来さらに詳細な資料を入手することによって、第I節で指摘したような、ややキメの粗い分析が、修正される可能性が残されている。第3に、以下で結論をみちびくにあたって、銀行市場構造の基礎となっている、米国の社会・経済・金融などの仕組み、ことに各州に固有なそれらの構造へ、分析がまったく及んでいない。したがって以上の3点から、この節の結論を最終的なものとはできな

いのである。

(1) 支店制度の差異と市場構造

第1の問題点は、単一銀行制度州はより競争的な市場構造であろうし、支店銀行制度州はより集中的な市場構造であろうということだった。第Ⅱ節で立証されたように、全銀行数に占める支店銀行数のシェア、全銀行店舗数に占める支店銀行店舗数のシェア、預金の上位行への集中度、そして銀行規模別の銀行数シェアと預金高シェア、これらのいずれをとっても、予測は正しかったように思われる。しかし第Ⅱ節で行なった観察は、すべて州レベルとそれらのグルーピングであった。そこで視点をかえて、SMSAレベルで問題を考えてみよう⁽¹⁾。

SMSAレベルでの資料が限られているので、預金の上位1行と上位5行への集中度だけを扱うこととし、第13表へ州レベルの数字と比較できるようにまとめた。この表をみると、どの計数もSMSAレベルでは上昇すること、州レベルでは単一銀行制度州の特徴へ近かった限定支店銀行制度州のそれが、SMSAレベルでは州域支店銀行制度州のもつ性格へ近づくこと、以上2点が直ちに理解される。SMSAという地理的範囲では、おそらく小規模の田舎銀行(country bank)は排除されてしまうか、あるいは僅かなウエイトしかもたないだろう。単一銀行制度州では地元の大きな単一銀行の力が支配力を増し、支店銀行制度州では広い範囲の支店ネットワークをもつ大規模支店銀行が、やはりそれぞれの地元市場を支配しているのだろう。SMSAの範囲内には、一般にかなりの数の銀行と支店があるが、それでもこのように集中度が高いため、SMSA以外の地元市場では、さらに集中度が高い可能性もある⁽²⁾。

アルハーデフはつとに資金の借手の規模と市場の規模を対応させ、大規模借手と全国市場、中規模借手と州域市場、小規模借手と地元市場を、それぞれ関連づけた⁽³⁾。彼の考え方を取入れて、第1の問題点をつぎのように修正したい。州レベルでみた銀行市場構造は、たしかに支店銀行制度州がより集中的である。しかし資金の全国市場が存在するから、大規模借手はその市場構造の影響を直ちに蒙らず、中規模借手は影響を受けやすいだろう。これにたいして

第13表

州レベルとSMSAレベルの預金集中度(%)と中位数(レンジ)		
1972年	州レベル	SMSAレベル
州域支店銀行制度州		
標本サイズ	20州	71地域
第1位行	31.8% (13.9%~59.0%)	37.9% (14.8%~61.5%)
上位5行	75.9% (49.2%~97.4%)	91.4% (55.7%~100.0%)
限定支店銀行制度州		
標本サイズ	16州	113地域
第1位行	13.2% (6.5%~22.8%)	34.4% (13.2%~72.7%)
上位5行	36.6% (25.5%~62.3%)	89.0% (52.4%~100.0%)
単一銀行制度州		
標本サイズ	15州	80地域
第1位行	9.2% (4.9%~27.5%)	28.7% (10.5%~62.8%)
上位5行	32.8% (14.6%~57.4%)	79.2% (39.1%~100.0%)

出所: Summary, 1972から作成。

SMSAレベルないしその他の地元市場では、きわめて集中的な市場構造が形成されている。このように高い水準では、3つの州グループ間の集中度の差異を無視し、小規模借手にとっての市場構造は、一般にどの州でも非常に集中的であると、一様にいっても差支えないだろう。

第1の問題点に関連して、限定支店銀行制度の意義を考えたい。州ごとの総預金高はきわめて大きな差があり、1973年における3つの州グループでみると、州域支店銀行制度州はカリフォルニア州の708.5億ドルからアラスカ州の7.9億ドル、限定支店銀行制度州はニューヨーク州の1,186.9億ドルからニューハンプシャー州の14.3億ドル、単一銀行制度州はイリノイ州の521.1億ドルからワイオミング州の12.7億ドルへと、いずれも広く分布している。これらのうち限定支店銀行制度州は、全体としての総預金高が最大であるだけでなく、それぞれの州の預金規模も大きい。たとえば預金高100億ドルを境界とすれば、100億ドル以上の預金高をもつ州の数は、州域支店銀行制度州20のうち3、限定支店銀行制度州16のうち10、単一銀行制度州15のうち5となる。そこでもしも限定

支店銀行制度州が、州域支店銀行制度へ移行するような事態があれば、現在すでに巨大銀行 (giant bank) となっている大規模支店銀行は、たちまち超巨大銀行 (supergiant bank) となり、集中度は急上昇する可能性がある⁽⁴⁾。このような方向を考えると、限定支店銀行制度のもつ産業組織政策的な意義は大きいといえよう⁽⁵⁾。

(2) 合併と支店銀行の成長

第2の問題点は、支店銀行の成長が合併に依存するのではないかと、考えられる点であった。われわれは支店銀行の発展が、合併をつうじて行なわれるだろうと、常識的に推論しがちである。まずその際に支店銀行の成長を3つに分類し、支店銀行数の増加、支店数の拡張、個別の支店銀行の発展を区別すべきだろう。支店銀行数の増加については、第Ⅱ節で述べたとおりであるが、その内容が新規参入によるものか合併によるものか、説明できる資料はいまのところない。また個別の支店銀行の発展についても、社史的なものをのぞいてない。そこで支店数の変動原因から、この問題へ接近しよう。

支店数の変動全体は第Ⅱ節で指摘したとおり、新規開設数、被合併単一銀行または被合併支店銀行本店の支店転換数、被合併支店銀行支店の移管数、および合併その他による閉鎖支店数の合計である。そこで1945年から1973年へわたる期間の変動数全体から、閉鎖支店数を差引くと24,748である。いっぽう合併による転換支店数と移管支店数は5,179だから、支店変動数全体のなかで合併に起因するものは、20.9%を占めるに過ぎず、新規開設支店数が圧倒的に多い。

戦後の銀行合併というとき、わが国では第一銀行＝日本勧業銀行や太陽銀行＝神戸銀行の例を考えるし、米国ではニューヨーク州の National City Bank＝First National Bank や Chase National Bank＝Bank of Manhattan Company の例を思い浮かべる。そしてこのような大型合併をつうじて、支店網が拡張されることは容易に想像できる。しかしうえの数字をみると、個別の銀行が合併によって巨大化することは否定できないが、全体としての支店銀行

数ないし支店数の成長のなかで、合併が手段とされたものは、むしろ例外のように思われる。戦前の支店銀行組織の発展は、合併ではなく主として支店銀行自身の成長によると、かつてFDICは主張したが⁽⁶⁾、戦後についても同様のことがいえそうである。このことは合併のもつ重要な意味を否定するものではないが、ここでは銀行の新規参入と支店の新設の多さなど、米国の銀行市場における競争圧力を指摘したい⁽⁷⁾。

(3) 銀行持株会社と預金支配

第3の問題点は、複数銀行持株会社が支店設置に制限のある州で、より多く結成される可能性を示唆したことであった。その検討はすでに第II節でなされ、推論は正しいことがわかった。ただし複数銀行持株会社の規模と、傘下銀行の地理的分布が不明という難点があった。追加的な資料でもこの点は明確にできなかったが、複数銀行持株会社の傘下銀行全体は、驚くほど巨額の預金高を保有している事実があった。

単一銀行持株会社 (one-bank holding company) の問題が前面へ押出されているため、複数銀行持株会社はいわば舞台の奥へ引下がったように思えるが、1973年末の全商業銀行の総預金のうち、前者は30.4%をもち、後者は35.0%も占めている⁽⁸⁾。州別に分けられた統計を欠くので、もちろん断言することはできないにせよ、第5表の計数から判断して、支店設置が制限される州ことに単一銀行制度州で、複数銀行持株会社はかなり多額の預金高を支配しているようだ。第II節で現代の米国を、少なくとも名目的には支店銀行国家と規定できないと述べたが、以上の事実に立って、しかし実質的には支店銀行国家に近いと、表現を改めることができるだろう。

- (1) 限定支店銀行制度州の支店銀行店舗数シェアが、州域支店銀行制度州のそれに近いのに、預金集中度では単一銀行制度州のそれに近くなる。この乖離を説明するため、以下でSMSAレベルの問題を検討する。
- (2) そのような市場では、ワン・バンク・タウンまたはツウ・バンク・タウンの問題がでてくるだろう。

- (3) Alhadef ; *op. cit.*, pp. 105—30.
- (4) 限定支店銀行制度州が州域支店銀行制度州へ移行しても、銀行合併法と監督当局の支店認可権によって、このような寡占の市場が直ちに形成されるとはかぎらない。
- (5) 限定支店銀行制度は、産業組織政策だけによって維持されているのではない。各州の政治・経済・慣習など多くの条件がからみ、しかも長い歴史的な背景のもとで、各州はこの制度を採用するようになったのである。
- (6) FDIC ; Report, 1960, p. 34.
- (7) この同じ期間に新規参入銀行数は、合併数を上廻る 3,603 にたっている。合併数は国法銀行レベルと州法非加盟銀行レベルで、大きな差異がないにもかかわらず、新規参入数は州法非加盟銀行が多く、国法銀行の参入数の 2 倍をこえる。合併による国法銀行の大型化と、零細な州法非加盟銀行数の増加という、2 極分化も考えられるが、資料による実証はいまのところできない。
- (8) FRB ; June 1974, table A-83 から作成。